

1.バリアフリーのまちづくり意識の啓発

バリアフリーのまちづくりは、施設のバリアフリー化のみで実現できるものではありません。施設の運営といったソフト面はもとより、伊勢原市民一人ひとりが暮らしの中でノーマライゼーションの意識を持つことが、バリアフリーのまちづくりの基本であるといえます。そのためには、バリアフリーのまちづくりについて市民意識の啓発を行っていくことが重要となります。

今後、伊勢原市は、福祉関連団体、NPO、地域住民等との連携のもと、様々な機会をとらえて、ノーマライゼーション、バリアフリーについての情報提供・広報・活動への参加の呼びかけ等、バリアフリーのまちづくり意識の啓発と普及に取り組んでいきます。

2.公共施設等のバリアフリーの推進

新たな公共施設の整備に当たっては、本構想に基づき施設のバリアフリー 化を推進していきます。また、既存の公共施設についても、公共性、利用頻 度や整備効果等の総合的判断により、優先的にバリアフリー化への改善整備 を図っていきます。

さらに、公共施設のみならず、大規模商業施設や病院等公益的な施設についても、できる限りバリアフリー化を図るため、「ハートビル法」や「神奈川県福祉の街づくり条例」を活かし、市民・事業者・行政によるバリアフリーのまちづくりを目指します。

3. 重点整備地区における移動円滑化の推進

(1)進行管理と各事業者の協力

各事業者は、本構想の重点整備地区における移動円滑化の整備方針に基づきバリアフリー化を推進します。

また、事業の推進と合わせて、各事業の進行や整備による効果の確認も必要となります。

そのため、市は、基本構想策定時と同様に、事業者間の情報交換や意見調整を行い、各事業者が円滑に事業を実施できるよう配慮に努めます。

(2)市民・事業者の協力・参加

重点整備地区における移動円滑化は、特定事業による施設整備のみで実現できるものではありません。道路等のバリアフリー化に合わせ看板の路上設置防止や放置自転車対策等のバリアフリーのまちづくりを市民・事業者・行政の協働で取り組むことが必要です。

このため、市は、事業進捗・整備効果の公表等により、バリアフリーのまちづくりへの市民・事業者の意識を高め、市民・事業者の協力・参加により バリアフリーのまちづくりを推進します。